

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 独自の報酬引き上げで在宅介護をまもれ</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>本年度から介護保険制度は第9期を迎え、介護保険料の基準額は全国平均で月額6225円となったが、本市は月額5233円に据え置いた。止まらない物価高騰が市民生活を大きく圧迫する中、賢明な判断だったと考える。しかし介護業界全体の人手不足は深刻で事業の継続＝在宅高齢者の生活が維持できるのか、深刻な状況となっている。その中で「まさか」の訪問介護基本報酬の引き下げとなり、全国ヘルパー協会の会長は「いまだ信じられない。裏切られた気持ち」と語っている。本市の事業所の状況はどうか、事業の継続はできるのか、</p>	<p>(1) 訪問介護基本報酬引き下げの影響について</p>	<p>① 4月から訪問介護基本報酬が2～3%引き下げられ、介護業界に大きな衝撃を与えている。「在宅介護の終わりの始まり」とも言われているが、訪問介護の基本報酬が下がった要因は何と考えるか伺う。</p> <p>② 第8期の訪問介護の実施状況、利用状況、及び第9期における事業の見込みについて伺う。</p> <p>③ 本市は訪問介護の役割をどのように認識しているか伺う。</p> <p>④ 訪問介護基本報酬引き下げの方針が国から示された今年2月、厚労省前には介護、高齢者関連の団体や事業者などが駆け付け、「訪問介護はなくてもいいと言われているようだ。衝撃だ。」などと声をあげた。ホームヘルパーは有効求人倍率1.5倍を超える異常な人手不足となっており、去年は事業所の倒産が過去最多を更新した。今回の報酬引き下げが本市の事業所に与える影響についてどのように認識しているか伺う。</p> <p>⑤ 訪問介護基本報酬の引き下げによって、困難に陥るのは事業所だけではない。事業所の経営が困難になり撤退、廃業、倒産などが発生し、それらの事業所を利用していた高齢者は、施設入所又は家族による介護がなければたちまち「在宅放置」となる。少なくとも今年度以降、市内の訪問介護事業者と利用者の実態を把握する調査を定期的実施する必要があると考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>利用者に影響は出ていないか、市独自の対策はできないか、現時点での状況を共有し、在宅介護を守る観点から質問する。</p>	<p>(2) 総合事業の介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスについて</p>	<p>①総合事業は2014年の介護保険制度改定でつくられた制度で、要支援1、2の認定者などを対象に、国が定める一律の基準・介護報酬で実施される「介護保険給付」ではなく、市町村がサービス内容を自由に変更できることになっている。第8期の訪問型サービス（介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス）の実施状況、利用状況、及び第9期の見込みについて伺う。</p> <p>②今回の訪問介護の基本報酬引き下げは、総合事業の2種類の訪問型サービスの報酬に影響はないとのことだが、生活支援訪問サービスは、そもそも無資格のヘルパーでもサービス提供ができるため、報酬がより低く抑えられている。現在、市内の生活支援訪問サービスで、サービスの提供者が主に無資格者なのか、有資格者が含まれるのかなどの実態について伺う。</p> <p>③生活支援訪問サービスへの参入をためらう事業所や、また参入している事業所でも「休止中」、「空きはあるが受け入れない」という状況がある。人員基準、設備基準の見直し、報酬額の引き上げを求める声が寄せられているが、このような現状についてどのように認識しているか伺う。</p>
	<p>(3) 生活支援訪問サービスの報酬の独自引き上げを</p>	<p>①総合事業の財源は介護保険であるが、事業費の抑制のため国は総合事業費の「上限」を設定している。本市の2022年度の決算額及び上限額、2023年度の事業費の見込み及び上限額を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>②名古屋市は2024年度、市独自で「生活支援型訪問サービス」の報酬を引き上げた。最低賃金も上がり、各事業所では負担を余儀なくされてきたため、名古屋市が行ったアンケートでも大幅引き上げを求める声が上がっていたと聞いている。名古屋市は「予防専門型訪問サービス」(瀬戸市では介護予防訪問サービス)の報酬に対する「生活支援型訪問サービス」(瀬戸市では生活支援訪問サービス)の報酬の割合を83%から90%まで引き上げたが、本市で同様に、90%まで報酬を引き上げた場合、事業費はどれほど増額となるか伺う。</p> <p>③生活支援訪問サービスは「事業所にとってやればやるほど経営状況が悪化するデメリットがある」との声が寄せられた。事業所の犠牲の上に成り立つ事業では、事業所も高齢者も共倒れとなる。高齢者が安心して自宅での生活を続けることができるよう、生活支援訪問サービスをより実施しやすくすることが必要と考える。本市の事業実績は設定された上限額に達していない。市が独自に実施できる報酬引き上げを検討すべきと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2. 公務労働におけるジェンダー平等と会計年度任用職員</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>日本では2022年から、301人以上の企業や特別事業主などに男女の賃金格差の公表が義務付けられたが、公表だけで、是正させる仕組みがない。一方市町村の会計年度任用職員は、その約8割を女性が占めており、会計年度任用職員の処遇改善は、男女の賃金格差是正に大きな役割を果たすと考える。同時に近年、公務の専門職の多くを会計年度任用職員が担っている問題についても改善が求められる。ジェンダー平等の前進にも寄与する会計年度任用職員の処遇改善を求めて質問する。</p>	<p>(1) 地方自治体職員の男女の賃金格差公表について</p>	<p>①女性活躍推進法の省令と指針の改正により、2022年から従業員301人以上規模の企業に男女賃金格差の公表が義務付けられた。本市も特定事業主として公表しているが、男女賃金格差公表の目的と意義についてどのような認識か伺う。</p> <p>②今回の公表は、全職員、任期の定めのない常勤職員(正規)、任期の定めのない常勤職員以外の職員(非正規)、3つの枠内での男女それぞれの年間平均賃金を算出し、男性を100とした場合の女性の年間平均賃金の割合を示す方法となっているが、この方法では格差の実態は見えにくい。男性の正規雇用を100とし、それに対する「全労働者」「正規雇用」「非正規雇用」の男女の賃金割合を示すことで実態はより明らかになると考えるが認識を伺う。</p> <p>③男女の賃金格差の公表は大きな一歩と考えるが、格差是正へ向けた取組みは義務付けられていない。外国では同一価値労働の賃金格差の公表と是正が義務付けられているところがあるが、本市において、同一価値労働の男女間の賃金格差を公表するなど、何らかの是正へ向けての計画が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>④任期の定めのない常勤職員以外の職員の女性職員うち、93.9%が会計年度任用職員となっている。また、会計年度任用職員602人のうち女性は500人、83%となっている。会計年度任用職員の処遇改善は男女の賃金格差是正に大きな効果を発揮すると考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	<p>(2) 会計年度任用職員の処遇について</p> <p>(3) 給与改定の遡及について</p>	<p>①今年度から会計年度任用職員の一部の勤務時間が週30時間までとされたが、その理由と上限を設けた職種及び対象人数を伺う。</p> <p>②今回上限を30時間としたことで影響を受けた職員について、昨年度の人件費総額(給与改定前、勤勉手当なし)及び今年度の人件費総額(給与改定後、勤勉手当支給、30時間上限)はいくらか、また仮に30時間の上限制限がなかったと仮定した場合の人件費総額はいくらか伺う。</p> <p>③会計年度任用職員の勤務時間が短縮となった部署では、どのような対策が取られているのか伺う。</p> <p>①市は2023年3月定例会で「瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を改正し「・・・職員の給料表に改定がある場合にあっては、当該会計年度任用職員が任用された日の属する会計年度の次の会計年度から適用されることとする」として、改定された年度の1年間は昇給しないということとなった。この改正の目的を改めて伺う。</p> <p>②給与遡及改定などに要する財源について国は5月2日の総務省通知、10月20日の総務副大臣通知、12月27日の総務省通知においても「常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定にかかる取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること。」との内容が発出されている。昨年3月に改正した条例の内容は、これらの通知の趣旨と異なっていると考えるが、今後どうするのかを含めて見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) 公務専門職の処遇改善について	<p>③2023年度の給与改定分に当たって、昨年11月、当時の総務大臣の答弁でも、また担当局のヒアリングにおいても、会計年度任用職員の2023年度分の遡及は、2024年度以降でも国において予算措置されることが明確になっている。「瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を直ちに改正し、2023年度分の遡及を行うべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>①会計年度任用職員の保育士は現状178人であるが、この中にクラス担任は何人か伺う。あわせて、会計年度任用職員によるクラス担任の全クラスに占める割合を伺う。</p> <p>②専門職の会計年度任用職員の待遇改善は喫緊の課題と考える。保育士をはじめ、看護師、介護認定調査員、管理栄養士など資格がなければ従事できない職務の多くを会計年度任用職員が担っているが、専門性や経験値が処遇に活かされにくく、次年度の任用すら保障されていない。職務としてフルタイムに近く、補助的職務とはいえない職種については正規とすべきと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。